平成２７年（フ）第５５２４号
埼玉県さいたま市南区大字大谷口2538―13
債務者　長井十志明
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和泉　宏陽
4　破産債権の届出期間　平成27年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３６２号
東京都三鷹市新川４丁目４－９　ＤＲホームズ三鷹Ⅱ201
債務者　春名　源基
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　大三
4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月18日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９号
静岡県富士市天間847番地の１　吉野アパート１号
債務者　深澤　順子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　朝男
4　破産債権の届出期間　平成27年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月24日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５５３４号
東京都中央区月島３丁目14―２―101
債務者　高梨　建治
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三枝　恵真
4　破産債権の届出期間　平成27年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８７号
岐阜市石原１丁目37番地２、住民票上の住所岐阜県関市武芸川町高野224番地９
債務者　江崎　正史
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　修
4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月13日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３７７号
広島市佐伯区八幡東２丁目23番14―902号
債務者　野崎小夜子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山　直樹
4　破産債権の届出期間　平成27年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６号
群馬県高崎市石原町1473番地５
債務者　長谷川郁枝
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡井　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１３６号
大分県臼杵市野津町大字藤小野380番地　戸上住宅５－２－Ｄ
債務者　佐藤　昭宏
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　姫野　綾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１号
福井県小浜市深谷第４号16番地
債務者　森下　信夫
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上原千可子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第２４号
京都府宮津市字須津1078番地の３
債務者　尾﨑工務店こと　尾﨑　高三
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤居　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１１６号
神戸市灘区鹿ノ下通３丁目５番３号　サカエハイツ103
債務者　山本　文子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川　隆二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６４号
宮城県多賀城市浮島２丁目41番28号
債務者　大岡　耕平
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３１５号
広島市中区榎町９番25号
債務者　藤﨑　徹
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩西　廣典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１８号
広島市中区榎町９番25号
債務者　藤﨑かつ子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩西　廣典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７６号
広島市佐伯区八幡東２丁目23番14―902号
債務者　野崎　泰次
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４４号
岐阜県大垣市八島町2336番地
債務者　竹中　良江
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係